

# 公民館の貸館利用について

神戸市立清風公民館

清風公民館をご利用いただき、ありがとうございます。

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした社会教育施設です。

つきましては、多くの方々に気持ちよくご利用していただくために、下記のように貸館利用規定を設定しております。ご利用されます皆様のご協力をお願いいたします。

## 1. 使用時間

- ① 「神戸市公民館使用許可書」に記載した使用時間を厳守してください。
- ② 準備と後片付けに要する時間は、使用時間に含まれます。

## 2. 使用の取り消し・変更

使用者の都合により、貸館の取り消し、または、使用時間の変更がある場合には、申込時にお支払いいただいた貸館使用料金は、返金できません。ただし、使用日の7日前(当該日が休館日の場合はその翌日)までに「公民館使用許可書」をご持参のうえ、公民館窓口で手続きをされた場合は、後日、使用料を「窓口で直接」または「金融機関への振込」のいずれかの方法で返金いたします。

なお、他の利用希望者の利用を制限することになりますので、一度に多数の使用申込、また申込後の度重なる取り消しはご遠慮ください。

## 3. 禁止事項

次のような場合は貸館の使用許可を取り消し、使用をお断りする場合があります。なお、この場合に生じた損害については、一切の責任を負いません。

- ① 「公民館使用許可書」の記載内容と実際の使用とが相違する場合
- ② 施設またはその付属設備を損傷し、滅失する恐れがある場合
- ③ 秩序または善良の風俗を乱す恐れがある場合
- ④ 物品販売、注文の取り集め、営利目的のための研修会など営利目的と判断される場合
- ⑤ 特定の政党を支持する政治活動や宗教活動に使用した場合
- ⑥ 使用权を他団体に譲渡し、また、転貸した場合
- ⑦ 壁・柱・扉等への貼り紙、釘類を打つ等を含め器物損壊があった場合
- ⑧ 館内で喫煙、または、許可なく火気を使用した場合
- ⑨ 館内で飲酒、または、酒気を帯びて使用した場合
- ⑩ その他、館の指示に従わないなど、管理上支障があると判断された場合

## 4. 使用者の賠償責任

使用者が建物の諸設備・備品などを損傷したり、持ち帰った場合、または、火災などの事故を起こした場合は、当館の算定に基づき、復旧に要する直接・間接の費用一切を使用者において、賠償していただきます。

## 5. 気象警報発令時

気象警報が使用2時間前に発令されている場合、使用は原則中止です。この場合、後日、使用料の返還をいたします(約2週間後に連絡します)。

## 6. その他・お願い

貸館利用当日は、「神戸市公民館使用許可書」を利用する各館(本館・別館)の事務室に提示してください。利用終了時には、清掃・後片付け・戸締りをし、「貸館使用実績報告書」(貸館当日、受付にて渡します)に記入して、事務室へ提出してください。

- ① 当館に駐車場はありません。公共交通機関を利用していただくか、他の駐車場などに自動車・バイク・自転車を停めて、来館ください。
- ② 各部屋の机・椅子・ホワイトボードなど、使用後は必ず元の状態に戻してください。
- ③ 無断で他の部屋への入室や、備品の持ち出しはしないでください。
- ④ 各部屋の利用に際し、生じたゴミは使用者の責任において持ち帰り処分してください。
- ⑤ 貴重品をはじめ、使用者の持ち物の保管は、使用者の責任においてお願いします。
- ⑥ 館内では禁煙です。また原則として飲食はできません(水分補給のみ可)。
- ⑦ 貸館使用中、公民館職員が管理上必要な場合、入室させていただくことがあります。ご協力をお願いいたします。
- ⑧ 忘れ物のないようお願いいたします。
- ⑨ その他、利用に際してご不明の点は、各館(本館・別館)事務室までご相談ください。

### 神戸市立 清風 公民館

〒650-0017 神戸市中央区楠町8-10-3

電 話 (078) 371-3319

FAX (078) 371-3327

令和4年8月改訂

# 施設等の使用料

- ・各施設等の使用料は、下記のとおりです。
- ・使用料はつり銭のいらないようにご用意ください。また、後納はできません。

## 【体育室、会議室等施設の使用料】

施設の使用時間帯		午 前	午後 1	午後 2	午後 3	夜 間
		9:00~12:00	12:00~14:00	14:00~16:00	16:00~18:00	18:00~21:00
体 育 室	体 育 室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円
	第 1 会 議 室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円
	第2・第3会議室	800円	500円	500円	500円	800円
	和 室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円
別 館	第4・第5会議室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円
	第6・第7会議室	800円	500円	500円	500円	800円
	調 理 室	1,400円	900円	900円	900円	1,400円

## 【附属施設の使用料】

附属設備	使用料
デジタルプロジェクター	1台1回につき 500円
陶芸用電気炉	一式1時間につき 300円

※附属設備の使用回数については、一使用時間帯ごとに1回として算定します。

令和5年5月改訂